

高知県燃油等高騰緊急対策機器導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、燃油等高騰緊急対策機器導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、燃油や飼料の高騰により厳しい経営状況にある漁業者の経営安定と構造転換を支援するため、燃油や飼料の使用量の削減につながる機器の導入に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表第1に定めるとおりとし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、事業実施主体又は補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金の交付を申請する者は、事業計画書（別記第1号様式の2）を作成し、知事に提出

しなければならない。

- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
 - (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
 - (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が50万円を超えるものに限る。）については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
 - (6) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分した場合は、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付しなければならないこと。
 - (7) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (8) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (9) 事業実施主体及び補助事業者が県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
 - (10) 常時雇用する従業員を1名以上有している補助事業者においては、全ての役員及び従業員（非常勤を含む）が以下に掲げる方法により職場におけるパワー・ハラスメント対策、セクシュアル・ハラスメント対策及び安全対策に関する研修を受講し、任意の様式により受講結果を取りまとめた報告書を第10条に規定する実績報告書と併せて提出すること。
 - ア 自治体等が主催する研修会
 - イ 自社が主催する研修会
 - ウ インターネット上で公開されている研修用動画又は光ディスク等に記録された視聴覚教材等の視聴
- 2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項各号に掲げる条件のほか、交付の条件を付することができる。

（補助事業の重要な変更）

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第2号様式による補助金変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業の内容の重要な部分の変更

(補助金の概算払)

第9条 第5条の規定による補助金の交付の決定通知を受けた補助事業者が補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第3号様式による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月5日のいずれか早い期日までに、別記第4号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した補助事業者は、前項に規定する実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第5号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(利用状況報告)

第11条 補助事業者は、事業開始年度を含め3年間は、毎年度、別記第6号様式により、燃油等高騰緊急対策機器導入支援事業利用状況報告書を毎年12月末までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、事業利用状況についての証拠書類を徴することができる。

(補助金の返還)

第12条 知事は、補助事業者及び事業実施主体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外に使用したとき。
- (3) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 補助事業により購入し、又は取得した設備を、耐用年数を経過する前に処分したとき。
- (5) 補助目的に沿った使用をしなくなったとき又は事業の存続が困難となったとき。
- (6) 別表第1に基づき作成した改善計画の達成が見込まれないとき。

(グリーン購入)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者及び事業実施主体に関して高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行するものとする。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第2号、第4号から第6号まで、第10条第3項、第11条、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条、第12条関係）

事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助要件	補助率	補助 上限額
省エネ機器等導入事業	県内に住所を有し、漁船漁業又は養殖業を営む個人又は法人	<p>国の競争力強化型機器等導入緊急対策事業（以下「国の事業」という。）で助成対象となる以下の機器の導入に係る経費。ただし、機器等本体価格以外の経費（被代替機の撤去費、導入する機器の設置費）については（1）ア及びイの機器以外対象としない。</p> <p>（1）省力・省コスト化に資する機器等</p> <p>ア 漁船用エンジン（船内機又は船外機）</p> <p>現在使用している漁船用エンジンと比べ5%以上燃油使用量が削減可能で、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業において、水産庁長官承認の「省エネ機器設備基準」に記載されたもの</p> <p>イ その他の機器等</p> <p>現在使用している機器と比べ10%以上燃油使用量が削減可能な省エネ機器等</p> <p>（2）生産性向上に資する機器等</p> <p>被代替機器等又は人力と比較し、生産性の向上により、5年以内に漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）を10%以上向上させる（以下「目標」という。）ことを目指す機器等</p> <p>（3）操業体制の効率化に資する機器等</p> <p>海上ブロードバンドサービス（陸海双方向の最大通信速度が1Mbps以上であって、カバー範囲が沿岸200マイル以内など沿岸利用限定のものを除く。）の導入による操業体制の効率化により目標達成を目指す機器等</p>	<p>国の事業の交付決定を受けており、当該事業において国から補助を受ける経費に対して県が補助するものであること。</p>	6分の1以内	500万円

<p>飼料削減機器導入事業</p>	<p>県内に住所を有し、養殖業を営む個人又は法人</p>	<p>養殖用飼料の使用量の削減に資する機器（カタログや文献等により削減効果が客観的に説明できるもの）の導入に要する経費</p>	<p>（１）交付申請時において漁業経営セーフティネット構築事業へ加入していること。 （２）事業実施計画書（第１号様式の２）において飼料の使用量を３年間で５％以上削減する目標を定め、その達成に努めること。 なお、目標が達成できない場合は、計画期間を３年延長した改善計画を作成すること。</p>	<p>２分の１以内</p>	<p>１,０００万円</p>
-------------------	------------------------------	---	---	---------------	----------------

別表第2（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をそ業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。